

日 薬 業 発 第 237 号
令 和 6 年 9 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いにつきましては、令和6年9月4日付け日薬業発第205号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載予定であることを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ 「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

事 務 連 絡
令和6年9月27日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年9月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第262号）等については、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和6年8月20日保医発0820第1号）等により、令和6年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和6年12月1日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いいたします。

調剤報酬点数表関係
(医療DX推進体制整備加算)

【医療DX推進体制整備加算】

問1 「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年9月3日事務連絡)別添3の問1において、「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。